

港区地域防災計画（素案）からの修正内容

※誤字脱字等の簡易な修正、考え方の変更を伴わない文章表現の変更等については、掲載を省略しています。

項番	意見	修正箇所	港区地域防災計画（素案）【令和5年12月】	港区地域防災計画（案）【令和6年2月】
1	区が構築している新たな地域災害情報システムを活用した備蓄物資の管理についてもう少し追記すべき。	震災編 第2部 震災予防計画 第11章 救援・医療救護体制の整備	<p>8 備蓄倉庫の整備</p> <p>食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設または、他の区有施設や民間ビル及び開発事業者等の協力を得て確保し、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。また、地域災害情報システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録を行います。さらに、震災時の高層建築物においても、エレベーターやライフラインの停止に備え、食料の備蓄対策を促進します。</p> <p>（震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照）</p>	<p>8 備蓄倉庫の整備</p> <p>食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設または、他の区有施設や民間ビル及び開発事業者等の協力を得て確保し、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。また、備蓄物資の管理にあたっては、地域災害情報システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録を行います。地域災害情報システムは、インターネット接続によるクラウド型のシステムのため、持ち運び可能な専用端末からインターネットを通じて備蓄物資の管理を行います。災害時には、職員が避難所から避難生活に必要な物資を災害対策本部へ要請し、迅速に調達、配備できるようにします。</p> <p>さらに、震災時の高層建築物においても、エレベーターやライフラインの停止に備え、食料の備蓄対策を促進します。</p> <p>（震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照）</p>
2	「避難の流れ」がわかりにくい。特に地域集合場所の位置付けがわかりにくい。	震災編 第3部 震災応急対策計画 第8章 避難に関する計画	<p>2 地域集合場所</p> <p>地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。</p> <p>震災編 第3部 震災応急対策計画 第8章 避難に関する計画</p> <p>第1節 震災の発生状況と避難の関係</p> <p>大地震の発生から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。</p> <p>※ 発災後、自宅または避難所で生活をする場合、自宅の被害状況等を確認し、生活が出来るか否かを判断します。</p>	<p>2 地域集合場所</p> <p>地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難し、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。ただし、地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行えます。</p> <p>第1節 震災の発生状況と避難の関係</p> <p>大地震の発生から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。</p> <p>※ 発災後、自宅または避難所で生活をする場合、自宅の被害状況等を確認し、生活が出来るか否かを判断します。</p>

項番	意見	修正箇所	港区地域防災計画（素案）〔令和5年12月〕	港区地域防災計画（案）〔令和6年2月〕
3	令和6年能登半島地震の事例や課題も踏まえた対策を盛り込むべき。	<p>震災編 第2部 震災予防計画 第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>震災編 第2部 震災予防計画 第6章 要配慮者の安全確保</p> <p>震災編 第2部 震災予防計画 第6章 要配慮者の安全確保</p>	<p style="text-align: right;">震災編 第2部 震災予防計画 第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>首都直下地震などの大地震が発生した場合、共同住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。 全世界の約9割が共同住宅に居住する港区では、共同住宅における防災対策の強化が重要です。区は、東京都、区民、関係団体等と連携して、各家庭における家具類の転倒防止対策や食料等の備蓄を促進するとともに、共同住宅の規模に応じたきめ細かな支援策による共同住宅内の防災住民組織の結成や訓練等の活動の活性化、共同住宅と町会・自治会等地域との関係性の構築など、共助体制づくりを推進する必要があります。また、在宅避難者に的確な物資供給を行うために、災害時における共同住宅と地域の避難所との円滑な連携を目指していく必要があります。 本章では、共同住宅の震災対策を推進するための取組について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災カルテの作成及び直接訪問（高層住宅及び中層住宅） 高層住宅内で結成された防災住民組織へ発電機や工具などの防災資器材助成（高層住宅） 非常食料や飲料水といった備蓄品の助成（中層住宅） 震災対策のためのハンドブックの作成・配布（すべての共同住宅） 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成（すべての共同住宅） 防災アドバイザーの派遣（すべての共同住宅） 防災出張講座（すべての共同住宅） エレベーター用防災チェアおよびキャビネットの無償配付（すべての共同住宅） エレベーター閉じ込め対応訓練（すべての共同住宅） <p>9 情報伝達手段の整備 災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。</p> <p>第4 福祉避難所の拡充 区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な避難行動要支援者の受入場所として、新たに福祉避難所として指定する施設を検討するとともに、介護用品や高齢者向け保存食など、避難行動要支援者の避難生活に必要な備蓄物資等を配備します。</p>	<p style="text-align: right;">震災編 第2部 震災予防計画 第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>首都直下地震などの大地震が発生した場合、共同住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。 全世界の約9割が共同住宅に居住する港区では、共同住宅における防災対策の強化が重要です。区は、東京都、区民、関係団体等と連携して、各家庭における家具類の転倒防止対策や食料等の備蓄を促進するとともに、共同住宅の規模に応じたきめ細かな支援策による共同住宅内の防災住民組織の結成や訓練等の活動の活性化、共同住宅と町会・自治会等地域との関係性の構築など、共助体制づくりを推進する必要があります。また、在宅避難者に的確な物資供給を行うために、災害時における共同住宅と地域の避難所との円滑な連携を目指していく必要があります。 本章では、共同住宅の震災対策を推進するための取組について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災カルテの作成及び直接訪問（高層住宅及び中層住宅） 高層住宅内で結成された防災住民組織へ発電機や工具などの防災資器材助成、令和6年度から電動階段運搬車を新たに助成品目に追加（高層住宅） 非常食料や飲料水といった備蓄品の助成（中層住宅） 震災対策のためのハンドブックの作成・配布（すべての共同住宅） 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成（すべての共同住宅） 防災アドバイザーの派遣（すべての共同住宅） 防災出張講座（すべての共同住宅） エレベーター用防災チェアおよびキャビネットの無償配付（すべての共同住宅） エレベーター閉じ込め対応訓練（すべての共同住宅） <p>9 情報伝達手段の整備 災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。 災害時において要配慮者の対象者に一斉に架電して安否確認を行うとともに、確認した内容を自動でテキスト化する災害時自動安否確認システムを整備します。</p> <p>第4 福祉避難所の拡充 区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な避難行動要支援者の受入場所として、新たに福祉避難所として指定する施設を検討するとともに、介護用品や高齢者向け保存食、要配慮者向けのトイレなど、避難行動要支援者の避難生活に必要な備蓄物資等を配備します。</p>